

国立大学法人徳島大学における公的研究費に関する不正防止計画

平成19年10月31日
学 長 裁 定

改正：平成22年4月1日

改正：平成23年7月1日

改正：平成25年4月1日

改正：平成26年11月1日

国立大学法人徳島大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な使用を徹底するため、「国立大学法人徳島大学における公的研究費の取扱いに関する規則」第9条の規定に基づき、次のとおり不正防止計画を策定し、その内容について確実に実施する。

1 管理運営体制の整備

(1) 責任体制の明確化

学長を最高管理責任者、理事（研究担当）を統括管理責任者、原則として、部局長をコンプライアンス推進責任者とし、また、併せて、コンプライアンス推進責任者を置く各部局にコンプライアンス推進副責任者を置くことにより、本学の公的研究費の運営及び管理についての責任体制を明確にする。また、これら責任体制をホームページ等で公表する。

(2) 競争的資金相談窓口の設置

競争的資金に関する応募・交付申請に係る手続き、関係規則の周知徹底及び統一的な運用を図るため、相談窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する。また、相談窓口について、周知を図る。

(3) 内部監査体制の強化

監査室は、不正防止計画推進室と連携して本学全体の視点からモニタリング及び内部監査を実施するとともに、体制の不備の検証を行う。

また、監査室は、不正発生要因や監査の重点項目について監事及び会計監査人と情報交換を行い、監査マニュアルに基づき、効率的、効果的かつ多角的な内部監査を実施する。

2 コンプライアンスの徹底

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、公的研究費に係る不正を防止し、適正な管理を促進するため、本学職員の意識向上を目的として、教育・研修を実施するものとする。

不正防止計画推進室は、研究者等に説明会、ホームページ等を通じ徳島大学行動規範及び関係規則の周知徹底を図る。教育・研修を受講した教職員、学生等及び競争的資金に採択された研究者からは、関係規則を理解しこれを遵守する旨の誓約書を提出させる。

3 公的研究費の適切な運営・管理活動

(1) 職務権限及び関係規則の明確化

公的研究費に係る事務処理については、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、理解の共有を図るとともに、関係規則と業務実態が乖離していないか把握し、適切な公的研究費の運営・管理を行う。

(2)取引業者に求める誓約書

本学と取引を行う者に対し、本学関係規則等を遵守し、いかなる不正や不適切な契約も行わないこと、及び本学が実施する監査、調査への協力等を記載した誓約書の提出を要請する。

(3)検収と物品管理の確実な実施

本学に納入されるすべての物品等は、検収担当係（会計事務職員）が発注書、納品書と照合し確実に検収を実施して、業者等による納入物品の持ち帰り、反復使用を防止する。ただし、検収担当係による納品検収が困難な物品（放射性同位元素、実験動物等）については、各納品場所等の職員を検収担当者として指名し、検収を実施する。また、特殊な役務等については、検収担当係（会計事務職員）又は内容が確認できる発注者以外の職員を検収担当者として指名し、検収を実施する。納入後の物品は本学規則等に従って適切に管理し、特に、パソコン等の換金性が高い物品は金額の多寡にかかわらず適切に管理を行う。

なお、上記の検収担当係又は検収担当者の検収確認のないものは、本学への納品等とは認めず、納入業者が適切に検収を受けていない場合には、取引停止等の厳格な措置を講ずる。

(4)旅費の事実確認

出張者が出張報告書を作成するに当たり、用務が研究打合せ等である場合は、相手方と打合せを行った日時等事実が確認できる資料の写しを添付させる。また、学会出席等である場合は、その事実が確認できる資料の写しを添付させ、事実確認を確実にを行う。

(5)謝金の事実確認

業務従事者（学生等）は、業務開始前に学部等の事務担当者から勤務条件及び不正使用に関する説明を受け、日々の業務終了後、業務依頼者（研究者）に業務内容及び勤務時間の確認を受けて、1月分を取りまとめた実施済報告書を学部等事務確認者に提出し、学部等事務確認者は、提出された実施済報告書により、その業務内容等の確認を確実にを行う。

4 不正使用対応手続き等の明確化

(1)不正使用告発窓口の設置

不正使用に関する告発又は相談を受ける窓口を設置する。告発窓口は、告発者等の利便、迅速な対応、情報の一元管理等に資するため、既設の公益通報の窓口とする。また、不正使用告発窓口の設置について、周知を図る。

(2)不正使用への対応手続きの明確化

不正使用への対応は、「国立大学法人徳島大学における公的研究費の取扱いに関する規則」（以下「不正使用対応規則」という。）に基づき、適切に取り扱う。

なお、不正使用が行われたと認定された場合は、不正使用対応規則に基づき、調査結果を公表するとともに、関係規則に基づき、必要な処分等の措置を講ずる。

5 不正防止計画の点検・評価

不正防止計画推進室は、常に公的研究費に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、その見直しを図る。